

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

死亡した被災労働者が重婚的内縁関係にあった場合に係る保険給付の取扱いについて

死亡した被災労働者(以下「被災者」という。)が、民法(明治29年法律第89号)第739条に規定する届出による婚姻関係(以下「届出による婚姻関係」という。)にあり、かつ、他の者と事実上の婚姻関係を有していたいわゆる重婚的内縁関係(以下、「重婚的内縁関係」という。)にあった場合に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第11条に規定する未支給の保険給付、第16条及び第22条の4に規定する遺族(補償)給付、第58条及び第61条に規定する障害(補償)年金差額一時金の取扱いについては、従前から、原則として、被災者と届出による婚姻関係にあった者(以下「届出による婚姻関係にあった者」という。)に受給権を認めるものとし、例外的に被災者と事実上の婚姻関係にあった者(以下「事実上の婚姻関係にあった者」という。)に受給権を認める場合の具体的な運用基準については明確に示していなかったものである。

しかるに、近年の裁判例においては、昭和58年の最高裁判決において、農林漁業団体職員共済組合法に係る事件(遺族年金却下取消請求事件 昭和58年4月14日 最高裁第一小法廷判決)ではあるものの、遺族給付を受けるべき配偶者の意義につき「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや、遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないものというべきである」旨の判決がなされているのを始めとし、他にも、届出による婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化が認められる場合には、当該届出による婚姻関係と競合する事実上の婚姻関係の保護を図るべきであるとするものが多くみらるところである。

また、労働保険審査会の裁決においても、届出による婚姻関係にあった者が存在していたとしても、その関係が形骸化し実質的には離婚したものと同一視できる場合には、例外的に事実上の婚姻関係にあった者の受給権を認める余地があるとの判断のもと、事実上の婚姻関係にあった者の受給権を認めなかった原処分を取り消したものがいくつか見られるところであり、今後においても、同趣旨の判決は裁決がなされることが十分予想されることから、今般、その取扱いを示すこととしたものである。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 取扱い

被災者が重婚的内縁関係にあった場合の労災保険法第11条に規定する未支給の保険給付、第16条及び第22条の4に規定する遺族(補償)給付、第58条及び第61条に規定する障害(補償)年金差額一時金の受給権者は、本来、婚姻の成立がその届出により法律上の効力を生ずることとされてい

ることからも、原則として届出による婚姻関係にあった者とするが、届出による婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかった場合に限り、事実上の婚姻関係にあった者とする。

2 運用基準

前記1の「届出による婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかった場合」とは、婚姻の届出はあるものの、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を維持しようとする合意がなくなっており、かつ、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係が存続しなくなった場合を指し、具体的には次に掲げる要件のすべてを満たす状態をいうものであること。

- (1) 被災者の死亡時、当事者間において、婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化を容易に推認できるほどの長期間にわたる別居状態が継続中であったこと。
- (2) 上記(1)の別居状態が継続している期間(以下「別居期間」という。)中、当事者間において、電話連絡、書簡又または訪問等による交流の事実が存在せず、音信不通又はそれに準じた状態であったこと。
- (3) 別居期間中、正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るための継続した努力の形跡が当事者のいずれにも認められないこと。ただし、届出による婚姻関係にあった者について、生活状態等からこれらの継続した努力が期待し得ないと認められる場合を除くものとする。